

土佐山学舎 いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日策定

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

(1) 学校の現状と課題

本校では、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを教職員全員が認識し、教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりの人権を大切にする取り組みを実施している。互いに聴き合い、関わり合う授業が行われるよう研修し、温かな支持的風土の学級がつくられている。この 2 年間小・中学校のいじめの認知件数は 0 であるが、その一方で、聞いている者が嫌な気持ちになることばや、軽率な言動で相手を傷つけるなどの課題もあり、楽しい学級・学校づくりのために、温かく心を開く取り組みが必要である。

これまで、学校生活アンケートや Q-U アンケート、毎日の日記等の取り組みで、教職員がとらえている外見の明るさとは違った内面を持つ児童・生徒の存在が共通理解された。研修や分析を実施しながら全教職員が共有するようにしている。嫌な思いをしている児童・生徒がいる場合は、早急にその思いを聞き、関係する児童・生徒がいれば事実の確認を行っている。明確に相手が存在する場合は指導し、誤解があることが分かれば、時間をかけてそれを解きほぐしてきた。現状では、解決できていない課題はない。

家庭とは、連絡帳や電話連絡を通じて密に連絡を取り合い、必要なときには家庭訪問等で直接話し合うようにしている。地域や関係機関には、必要な場合はすぐ協力依頼している。

(2) 学校の基本的な認識

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童・生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目

し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。そして、すべての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる毎日の学校生活が未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みの重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

(3) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

- 学校の全教育活動を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」こと
の理解を促す。
- 児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し
合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 全ての児童・生徒が、安心して学校生活を送り、自己有用感や充実感を感じられる
学校生活づくりを推進する。
- 地域、家庭と一体となって取組を推進するため、いじめの問題への取組の重要性に
ついて普及啓発を推進する。

2 いじめを「未然に防止」するための取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、一人ひとりの尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

- 児童・生徒の心を耕す教育の推進。
- 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進。
- 人権感覚を育む人権教育の推進。
- 児童・生徒の主体的、自治的な活動の推進。
- 教職員の資質能力の向上。

(1) 日々の授業改善・教員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

- 一人ひとりを大切にする人権教育を行い、いじめに向かわせないための素地作り
を図る。
- 「学級経営ハンドブック」等を活用し、授業づくりや集団づくりを積極的に行う。
- スクールカウンセラー等を活用した教職員の研修の推進。
- いじめに対する認知力、対応力向上のため、「いじめを考えるためのメッセージ集
『輝く未来へ!!』や「いじめ対応リーフレット」等の教材資料を活用した授業の推
進。
- 特別な支援の必要な児童・生徒について個別の支援計画等を作成し、校内支援会等
での支援のあり方を検討し、支援を推進する。

(2) いじめを予防する相談体制の整備

- 定期的なアンケート調査を、年3回以上実施する。
- 教育相談体制を整え、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 子どもの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 児童・生徒がいじめの問題を主体的に考え、いじめのない学校づくりのために自ら行動できるよう生徒会活動や学級会活動、特別活動の活性化に努める。
 - 児童・生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - 集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。
 - 特別な支援を要する児童・生徒がいじめの被害を受けることのないよう、障がい者への理解を深めるとともに、共に育ちあう仲間としての意識を早い段階から育てるように取組を進める。
- (4) 「いじめ防止」について、子ども・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進
- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気づく方法等に関する研修会の機会を設ける。
 - いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関する広報カード等を配布し、周知を図る。
 - 学校運営協議会等で、いじめ問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。

3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

- Q-Uや「あったかアンケート」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 児童・生徒への定期的ないじめに関するアンケート調査や面接等を行い、児童の状態の変化や人間関係の変化を把握できるようにする。
- チェックリストを作成し、実行する。
- 児童・生徒に寄り添い、進んで働きかけを行う。
- 気づいた情報は、学級担任、生徒指導担当者が集約し、情報の一元化を図り、校内組織に情報を上げ、関係者から情報を求めていく。
- いじめの可能性を安易に否定することなく、常に事案発生事態を念頭におき観察を継続する。

(2) いじめの早期解決のための組織的な対応

- 校内に「いじめ防止等・対策委員会」を設置し、組織的に対応する。
- 当該事案の解決のため、最も有効となる役割分担を行い、迅速な対応を行う。
- 事案関係を早期に把握するための調査を行う。
- 教職員個人の責任や判断のみで対応せず、解決のための責任の主体を組織に置く。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した取組

- 「いじめ対応リーフレット」等の啓発資料を活用して、保護者とともにより児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

- 学級通信・学校便り等を活用し、家庭からの情報を受けやすい体制を整える。
- 地域の青少協・交通安全会議・補導委員・民生委員等の団体と連携を深め、情報を受けやすい体制を整える。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止・対策委員会）

(1) いじめの未然防止・早期発見に取り組むための常時的活動計画（年間3回以上開催）

- チェックリストを作成，検証を行う。
- 定期的に会を開催し情報交換等を行う。
- Q-Uやあったかアンケートを年に2回実施する。
- 学校生活アンケートを年2回以上実施する。
- 授業評価アンケートを各学期末に実施し，授業等の見直しを行う。

(2) いじめが疑われる事案が生じたときの組織的活動

- 校長の判断により，組織的な対応で迅速に解決を図る。
- 必要に応じて教育委員会と相談し，外部の専門的知識を有する関係機関との連携をとる。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した活動

- いじめ防止・対策委員会が中心となり，外部関係機関との連携のための連絡・調整をする。

5 方針や取組の検証と評価について

- 学校評価等を活用し，検証と評価を行う。
- 方針やいじめ問題への取り組みや対処等について，学校運営協議会に諮り，検証と評価を行う。
- チェックリストを活用し，検証を行う。

いじめ防止・対策委員会 設置要綱

1 目的

- ・いじめの防止，早期発見及び対応等に関する措置を実効的に行う。

2 概要

- ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。
- ・必要に応じて，外部専門家を活用。

3 構成

- ・教職員（校長，教頭，教務主任，生徒指導，学級担任，養護教諭）
- ・スクールカウンセラー ・主任児童委員，民生委員

4 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童・生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などを組織的に実施するための中核としての役割。

5 その他

- ・委員の任期は，原則1年間とし，再任を妨げない。
- ・この要綱は，平成27年4月1日から有効である。